

学童保育の現状と課題－「放課後子どもプラン」に関わって－

黒田 治夫*

要約

「放課後子どもプラン」は、学童保育と全児童対策事業とを総合するものである。そして、この二つの事業は、「一体的」あるいは「連携」して、実施されることが補助金交付を一本化するなかで指導されている。

「連携」運営は、二つの事業を前提にしている。従って、「連携」は、学童保育を全児童対策事業に解消しない。そして、「連携」は、二つの事業を発展させる可能性をもつ。

しかし、「一体的」運営は、二つの事業を前提にしていない。「一体的」運営は、全児童対策事業だけの実施となる恐れと実態がある。または、学童保育が、全児童対策事業に付け足される。つまり、学童保育が、全児童対策事業に解消させられる恐れと実態がある。そうになると、「一体的」運営によって、留守家庭児童の発達が妨げられる。

従って、今後、われわれは、「放課後子どもプラン」によって二つの事業が「一体的」に実施されないよう注視する必要がある。

キーワード：学童保育 全児童対策事業 放課後子どもプラン 一体的 児童福祉法

2007年10月17日受領（理論）

はじめに

政府は、2007年度から新たに市町村が実施する総合的な放課後対策として、文部科学省が所管し、全児童を対象とする「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省が所管し、留守家庭児童を対象とする学童保育の2つの事業を行う「放課後子どもプラン」を打ち出した。

両省の補助金は国において交付要綱を一本化すること、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して「一体的あるいは連携」しながら実施するとしている。

全児童を対象とする「放課後子ども教室推進事業」と、留守家庭児童を対象とする学童保育の「一体的」実施は、留守家庭児童の発達保障を阻害する事業となる危険性がある。

（留守家庭児童という言葉を避ける向きもあるが、簡潔にして要を得た表現として積極的な意味で使いた

い。）

その点を、1990年代の学童保育を全児童対策事業に解消しようとする「一元化」の動きをふりかえって明らかにしたい。（なお、この部分については、大阪学童保育連絡協議会編著『子ども時代を拓く学童保育』の分担執筆した部分の一部を改変して利用することをお断りしておく。）

第1章 1990年代の学童保育と全児童対策事業

1990年代に入って、学童保育を全児童対策事業に解消させようとする動きが強まった。その動きの背景には、第1に、自治体リストラの動きから学童保育と全児童対策事業の2つの事業を「統合」し、一本化したいという思惑があった。第2に、頻発する青少年の事件・犯罪への対応や2002年度からの完全学校五日制への対応として、学童保育を縮小し全児童対策事業

* 大阪健康福祉短期大学
〒590-0014 大阪府堺市堺区田出井町2-8
大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科
e-mail: h.kuroda@kenko-fukushi.ac.jp
Tel: 072-226-6625 Fax: 072-223-1301

を拡大しようとする思惑などがあった。

全国的にみると、特別区と政令指定都市レベルでは、東京都世田谷区の「新BOP」、大阪市の「いきいき事業」、横浜市の「はまっ子ふれあいスクール」、川崎市の「アスクール」と「青少年プラン」、名古屋市の「トワイライトスクール」、仙台市の児童センターの「一元化」などにおいて、この動きがすすめられていた。

大阪府下では、大阪市の「いきいき事業」、門真市の「ふれあい活動」、守口市の「わいわい活動」、四條畷市の「ふれあい教室」、堺市の「のびのびルーム」、箕面市の「遊び場開放事業」などで、この動きがすすめられていた。

まず、学童保育と全児童対策事業に対する筆者の基本的な立場を前もって明らかにしておく。筆者は、学童期の子ども施策として、学童保育も全児童対策事業も、どちらの事業もそれぞれの必要性から実施されている事業であるから、どちらの事業もそれぞれ発展させていく必要があると考える。そこで、全児童対策事業を学童保育に解消することも、学童保育を全児童対策事業に解消することもしてはいけないのであると考える。であるから、学童保育を全児童対策事業に「統合」し、一本化して解消させることは重大な誤りであると考え。

また本章の結論を先取りして言えば、全児童対策事業は学童保育の代わりにはならないので、全児童対策事業に学童保育を解消させることは、子どもの施策としてたいへん問題であるという立場である。

以上のことを明らかにするために、まず第1節で、学童保育に固有なものと全児童対策事業に固有なものを明確にしておく。つぎに第2節で、全児童対策事業では学童保育の役割・機能を果たせないことをあきらかにする。

第1節 学童保育に固有なものと全児童対策事業に固有なもの

1. 学童保育に固有なもの……児童福祉法（第6条の2第2項）に規定された学童保育

児童福祉法は、学童保育を放課後児童健全育成事業という名称でつぎのように規定している。

「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、……、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊

び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

まず、本条に規定された学童保育に固有なものとして、以下の3点を確認する。第1に、留守家庭児童の「最善の利益」のために、対象児童を特定して行われる事業であるということ。第2に、留守家庭児童の「最善の利益」のためには、「遊び」と「生活の場」が与えられる必要があるということ。第3に、子育てと仕事の両立支援の事業であるということ。

(1) 対象児童を特定して行われる事業

厚生省の横田児童家庭局長（当時）は、「今回の法制化につきましては、児童権利条約の、児童の最善の利益を考慮するという観点も踏まえまして、父母が働いている児童に対しましてサービスの提供を行うことで規定したもの」と述べ、「子どもの権利条約」を遵守するための法制化であると答弁した。

というのは、「子どもの権利条約」（第18条）は、締約国に「働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび施設から利益を得る権利を有することを確保するために、あらゆる適切な措置をとる」ことを求めているからである。

以上から、学童保育は、今日増加しつつある留守家庭児童を対象とし、その児童の「最善の利益」のために行われる事業だということである。だから、対象児童が留守家庭児童に特定され明確にされているということが、まず第1に重要な点である。

(2) 「遊び」と「生活の場」が必要な事業

また条文では、「適切な遊び及び生活の場を与えて」児童の健全育成を図るとしている。留守家庭児童の「最善の利益」のためには、「遊び」等が与えられるだけではダメで、「生活の場」が与えられることが重要な点であるということである。

この点に関して、厚生省の河育成環境課長（当時）が、「放課後の『生活の場』というのは、例えば、児童館一般でいうとあそぶとか走るとかということが健全育成の場では想定されるわけですが、例えば小学校低学年の場合は、例えば休息するとか、横になるとか、そういう時間が子どもによっては必要かもしれない。そんなようなことを想定いたしますと、ただ遊び回るとか走り回るとかだけでないものをも合わせて考える必要があるという意味で『生活の場』という言葉をあえて入れました」と答えている。

この「生活の場」は、留守家庭児童にとっては家庭

のごとく自分の居場所と感じられるものの全体のことを指しているにとらえることが重要である。なぜなら、学童保育は留守家庭児童の「最善の利益」のために行われる事業であるからである。このように「生活の場」を豊かなものとしてとらえないで、ベッド1台用意して「生活の場」を与えたなどとするのは、対象児童の「最善の利益」のために行われる学童保育の趣旨そのものを歪めることになる。

(3) 子育てと仕事の両立の支援のための事業

児童福祉法規研究会編『最新・児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法の解説』は本条を解説して、今日の社会情勢を「夫婦共働き家庭の一般化に伴い、放課後保護者が面倒をみることのできない」児童が増加しているため「その家庭の子育てと仕事の両立の支援を図る必要性が増大」している。それゆえ、これらの児童を対象にした学童保育を法制化し、その普及をはかることとしたと解説している。

であるから、保護者が安心して仕事ができるためには、保護者の労働実態に合わせて、学童保育が行われることが重要である。そこで学童保育は、「授業の終了後に」行われ、当然、保護者の労働等に合わせて土曜日・長期休業期間等も行われることが想定されている。

この点について、横田局長は「当然のことながら、……休日あるいは夏休み等におきましてもこの事業は行われておりますので、そういった実態は尊重したい」と答弁してその重要さを認めている。

(1) 対象児童を特定して行われる事業、(2)、「遊び」と「生活の場」が必要な事業、(3) 子育てと仕事の両立の支援のための事業という3点が、本条に規定された学童保育に固有なものとしてとらえることができる。

2. 全児童対策事業に固有なもの……児童福祉法第40条および社会教育法第2条に規定された全児童対策事業

つぎに、児童福祉法第40条および社会教育法第2条に規定された全児童対策事業について、学童保育と比較して、つぎの3点を全児童対策事業に固有なものとして確認する。第1に、全児童を対象としており、対象児童を特定しない事業である。第2に、「遊び」を活動の中心にしており、「生活の場」を与えることは想定されていない。第3に、子育てと仕事の両立支援については、想定されていない。

(1) 児童福祉法第40条に規定された全児童対策事業

児童福祉法第40条は、児童厚生施設を定義することで、全児童対策事業についてつぎのように規定している。

「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」

先の児童福祉法規研究会編の『解説』は、本条の全児童対策事業についてつぎのように説明している。

「児童厚生施設は、他の児童福祉施設がなんらかの意味において保護を必要とする児童を入所させることを目的としているのに対し、広く一般児童のために健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操をゆたかにすることを目的とし、積極的に一般児童の健全な育成と福祉の向上を図ろうとするもの」であり、「児童館は、中学生、高校生の年長児童もその利用対象としているが、実際の児童館の活動は、幼児および小学校低学年の児童に対し遊びの場を提供し遊びを指導する活動や、乳幼児を抱える母親に対する子育て支援活動などが主体」となっている。また児童の遊び場としては、「公立学校等では、屋外運動場や体育館等の施設開放事業が行われている。」

そこで、児童福祉法第40条に規定された全児童対策事業に固有なものとして以下の3点を確認する。

第1に、全児童対策事業の対象児童は、広く一般の児童を想定していて、特定していないということである。それは、小学生だけでなく、乳幼児から中・高校生までを対象としているというものである。つまり、対象児童が特定されていないということである。児童遊園や児童館に、誰が行こうがかまわないということである。この全ての児童を対象にしている、誰でも参加できるという点が、この全児童対策事業の固有なものである。

第2に、事業の目的は、健全な遊び場を提供し遊びやスポーツを指導して児童の健康を増進し情操を豊かにすることとされているので、「遊び」や「スポーツ」などを与えるのであって「生活の場」を与えることは想定されていない。全児童対策事業は、「遊び」や「スポーツ」などを通して行われる事業であるということである。

第3に、「子育てと仕事の両立支援の必要性の増大」

に対する対応については、本条では想定していない。そもそも、すべての児童の保護者の中には、「子育てと仕事の両立支援」の必要性など不要の人もふくまれているのであるから。

(2) 社会教育法第2条に規定された全児童対策事業

全児童対策事業を児童福祉法ではなく、社会教育法に位置付けて実施する場合もあるであろうから、社会教育法に規定された全児童対策事業についてみる。

教育基本法は、第12条で社会教育についてつぎのように規定している。

「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」

そしてこの規定を受け、社会教育法第2条では、「社会教育」についてつぎのように規定している。

「この法律で『社会教育』とは、学校教育法（略）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」

そこで、社会教育法に規定された全児童対策事業に固有なものとして以下の3点を確認する。

第1に、社会教育法に規定された全児童対策事業の対象児童は、広く一般の児童を対象としている。それは、小学生だけでなく、青少年および成人までも対象としている。つまり、対象児童が特定されていないということである。図書館、博物館、公民館等の設置、学校の施設の利用において、誰が利用しようがかまわないということである。この点が、学童保育と大きくちがう。

第2に、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を目的としているので、「生活の場」を与えることは想定されていない。

第3に、「子育てと仕事の両立支援の必要性の増大」に対する対応については、全く想定されていない。

このように、社会教育法に規定された全児童対策事

業は、特定児童を対象とするのではなく一般児童から一般成人までを対象とするものであり、学童保育と大きくちがうことが明確である。

第2節 学童保育と全児童対策事業とは、どちらへも解消してはいけない

学童保育に固有なものと同児童対策事業に固有なものについてみてきたが、つぎの点を再度、確認したい。

留守家庭児童に対する学童保育と全ての児童に対する全児童対策事業とは、どちらが優れていてどちらが劣っているというものではない。この二つの事業は、目的・役割がちがう施策であって、それぞれの目的・役割からは必要性があって実施されているのである。

そして、子どもの施策を考える上で、留守家庭児童と在宅家庭（保護者が家庭にいる）児童との差異とそれらの関係については、以下の点に留意する必要がある。

つまり、保護者が労働等により昼間家庭にいないので保護・育成を受けられない留守家庭児童は、学童保育を保障されてはじめて、保護者が昼間家庭にいて保護・育成を受けられる在宅家庭児童と同等の発達保障がされることになるという点である。だから、留守家庭児童に学童保育を保障し、その児童に発達保障をしてはじめて、留守家庭児童は、在宅家庭児童と対等な立場に立つことができるのである。

このような差異と関係があるにもかかわらず、留守家庭児童に学童保育を保障せず、その児童の発達を保障しないで、全児童対策事業に参加させるとすれば、それは留守家庭児童に本当に必要な発達保障をしたことにはならないわけである。留守家庭児童が、在宅家庭児童と対等に全児童対策事業に参加するためには、留守家庭児童にまず学童保育が保障されていることが必要条件になるわけである。

具体的に考えてみる。ある市町村では、学童保育がなくされ全児童対策事業のみが実施されているとする。在宅家庭児童はお腹がへったら家に帰っておやつを食べるが、留守家庭児童は、お腹がへっても家に帰っておやつを食べるわけにはいかない。また、学校での出来事であつらい思いを抱えている時、在宅家庭児童は今日は参加しないで家に帰り、その思いを親に受け止めてもらえるが、留守家庭児童は参加しないで家に帰り、親に受け止めてもらうということができない。学童保育がなく全児童対策事業だけしかないこの市町

村の留守家庭児童は、自分に本当に必要な発達保障をしてもらうことができないといえる。

市町村に、学童保育もあり、全児童対策事業もあるとする。留守家庭児童は、学童保育で、おやつで空腹を満たすこともつらい思いも受け止めてもらえる。そうすれば、安定した心身で、その後、全児童対策事業に参加してみようかという意欲も出てくるのではないだろうか。このような参加であれば、その留守家庭児童も全児童対策事業の「遊び」を思いっきり楽しむことができるのではないか。このような市町村では、学童保育を保障されている留守家庭児童と在宅家庭児童が、全児童対策事業において対等に遊ぶことができ、全児童対策事業がめざすものも実現できるのではないだろうか。

全児童を対象とする全児童対策事業と、留守家庭児童を対象とする学童保育の「一体的」実施は、留守家庭児童の発達権保障を阻害する事業となるといえる。

以上のような理由から、全児童対策事業を学童保育に解消することも、学童保育を全児童対策事業に解消することもしてはいけないのである。それぞれの事業は、それぞれに発展させる必要があるということである。

つぎに、学童保育の現状についてみるために、「放課後子どもプラン」について検討をする。

第2章 「一体的あるいは連携」実施をめざす「放課後子どもプラン」

まず、第1節で「放課後子どもプラン」の内容を確認し、つぎに、第2節で「放課後子どもプラン」の問題点を見る。

第1節 「放課後子どもプラン」の内容

1. 「放課後子どもプランの推進について」両局長通知

文部科学省生涯学習政策局長と厚生労働省雇用均等・児童家庭局長との「放課後子どもプランの推進について」という両局長通知は、つぎのように述べている。

「地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省

が実施予定の『放課後子ども教室推進事業』（以下『放課後子ども教室』という。）及び厚生労働省が実施する『放課後児童健全育成事業』（以下『放課後児童クラブ』という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下『放課後子どもプラン』という。）を推進する。」

この通知のポイントは、文科省が2007年度より新規に「放課後子ども教室推進事業」を教育委員会主導ですべての小学校区において実施する。そして、厚労省が以前から実施している「放課後児童健全育成事業」（学童保育のこと）とこの「放課後子ども教室推進事業」とを「一体的あるいは連携」して実施する。この二つの事業を総合したものを「放課後子どもプラン」とするということである。

そして、通知の中で、「放課後子どもプラン」の実施に当たって以下のような要件を示している。

①「運営委員会」の設置――各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置する。

②小学校内における実施――「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を考慮するものとする。

③コーディネーターの配置――各小学校区毎に、放課後子どもプラン」の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

つまり、「放課後子どもプラン」は、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、すべての小学校区において実施する。そして、①「運営委員会」の設置、②小学校内における実施、③コーディネーターの配置等を要件とするというものである。

2. 「放課後子どもプラン」疑義回答

急な実施ということもあり、厚生労働省担当局は、自治体からの質問を受けて「疑義回答」を示したので、以下にみる。

（1）兵庫県からの質問――放課後子どもプランでは、全小学校区を対象に「両事業を実施する」が大きな目標となると考えられるが、当分の間、地域の実情等により「いずれかの事業を実施する」、「いずれの事業も実施しない」とする選択肢はあり得るか。【同旨：

京都市、東京都、静岡県】

(1) への回答――「放課後子どもプラン」では、できるだけ両事業の実施を検討いただきたいが、いずれかの事業のみの実施となっても差し支えない。また、「プラン」については、市町村に実施義務があるものではないが、地域のニーズを適切に把握し、ニーズがある限りは積極的に実施いただきたい。

(2) 香川県からの質問――土曜日における放課後児童対策をクラブ（留守課程児童対象）と教室（全ての児童対象）でそれぞれが補い合って実施することは可能か。（例えば、「月～金はクラブで土曜日は教室など」）

(2) への回答――利用者のニーズに応じた事業の実施をお願いしたい。なお、放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する。

(3) 大阪府からの質問――2月7日放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料P22「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例において③

同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか。【同旨：北海道、大阪市、岡山市】

(3) への回答――放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する必要があるものと考えており、実施形態のみで判断することはできない。

以上の質問とその回答からつぎのことが確認できる。(1) 兵庫県への回答で、「放課後子どもプラン」は、両事業の実施を検討いただきたいが、いずれかの事業のみの実施となっても差し支えない。(2) 香川県への回答で、月～金は放課後児童クラブ（留守家庭児童対象）を実施するが、土曜日は放課後子ども教室（全ての児童対象）」に一体化することは差し支えない。(3) 大阪府からの質問「同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか」に対して、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしていれば対象となると回答している。

つぎに「放課後子どもプラン」の問題点をみている。

第2節「放課後子どもプラン」の問題点

まず最初に指摘するのは、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室（全児童対策事業）とを「一体的あるいは連携して実施」という点である。

「連携」というのは、全児童対策事業と学童保育の二つのものが固有性をもって独自に実施されていることが前提されていて、その二つの事業の連携のあり方が問われている。つまり、全児童対策事業を学童保育に解消することも、学童保育を全児童対策事業に解消することもめざしていないのである。むしろ、「連携」によって、それぞれの事業は、それぞれに発展させる可能性があるということである。

しかし、「一体的」というのは、全児童対策事業と学童保育の二つのものが固有性をもって独自に実施されていることが前提されているのではなく、①「一体的」な事業（全児童対策事業）の実施のみですます場合か、②「一体的」な事業（全児童対策事業）がメインで実施され、その終了後に学童保育的なものを付け足して実施する場合かの二つの場合が想定される。

そこで、「一体的」な実施で注意すべきことは、次のことである。①の場合は、明らかに学童保育を全児童対策事業に全面的に解消することである。②の場合は、一見、学童保育を全児童対策事業に部分的に解消することであるかのようにみえるが、学童保育が固有性をもって実施できなくなっており、学童保育の役割・機能の解体につながるものである。

具体的に、大阪府茨木市の場合をみている。先頃、放課後児童対策事業（全児童対策事業）と放課後児童健全育成事業（学童保育）とを連携して実施するという提案がされた。しかし、その内容は午後2時から5時までは留守家庭児童と在宅児童とが一緒に活動するというものである。そして、その時間は留守家庭児童以外の在宅児童もいるので、おやつは必要ないと説明がされた。在宅児童は5時帰宅し、留守家庭児童は5時から6時の活動でその後帰宅するという。これは連携という言葉を使いながらも実質的には一体化であると言わざるをえないものである。

つぎに、「疑義回答」にみられる問題点をみている。

まず、(1) 兵庫県への回答で、学童保育か全児童対策事業かのいずれかの事業のみの実施となっても差し支えないとしている。しかし、学童期の子ども施策として、学童保育も全児童対策事業も、どちらの事業もそれぞれの必要性から実施されるべきで、どちらの

事業もそれぞれ発展させていく必要がある。それを、どちらかの実施で差し支えないというのは、おおいに問題である。

つぎに、(2) 香川県への回答で、月～金は学童保育を実施するが、土曜日は全児童対策事業に一体化することは差し支えないとしている。しかし、これでは土曜日に留守家庭児童に対して学童保育が保障されていない点で問題である。

さらに、(3) 大阪府からの質問で「同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか」に対して、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしていれば対象となると回答している。これは明らかに、「一体的」な実施であり、留守家庭児童に学童保育を保障せず、全児童対策事業をあてがうことになり、おおいに問題がある。

第3章 学童保育の課題

最後に、全児童対策事業に学童保育を解消させようとする「一体的」な実施の動きに対する学童保育の課題がどこにあるのか、確認しておきたい。

第1に、学童保育が児童福祉法に規定されたとはいえ、施設や保育内容などの最低基準の規定をもたなかったり、専門的労働者としての指導員に関する規定をもたなかったりと、法制上多くの不十分さをもっている。この法制化の不十分さが、今日の学童保育を全児童対策事業に解消しようとする動きの付け込む原因のひとつになっている。

例えば、施設について、保育の最低基準のような具体的なものはなく、「実施要綱」で「児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること」とあるだけである。これでは、「生活の場」にふさわしい最低基準を示しているとはいえない。

また、指導員に関していえば、法制化にともない学童保育の指導員は、第二種社会福祉事業に従事する専門的労働者となったが、その指導員の資格等の社会的地位や専門職としての処遇に関しては、その規定がない。指導員は、学童保育に固有なものの3点に対応する専門的な力量が求められている。そのような指導員の地位や処遇の確立が今求められている。

そこで、保育や教育が法制度にその規定をもつよう

に、学童保育の最低基準や指導員の地位や処遇について国に法制度の改正や整備を求めているかなければならない。その点で、厚生労働省は放課後子どもプランの推進にともない「放課後児童クラブガイドライン(案)」を策定しようとしているので、よりよいガイドラインを求めることが重要である。

第2に、法制化が不十分ではあっても、少なくとも学童保育に固有なものとしての前述の3点について児童福祉法は明確にその規定をもつのであるから、意図的に学童保育を全児童対策事業に解消させようとするような自治体の場合、その責任を問わなくてはならない。

それらの自治体では、学童保育は一部の児童を対象とするが、全児童対策事業はすべての児童を対象にするのでより優れているなどというまじがった理由をつけて、学童保育の拡充を避けている。また先にみたように、児童福祉法は今日の情勢から学童保育の実施を求めているのであるから、それに対して、全児童対策事業に学童保育を解消させようとするのは、児童福祉法に違反する行為を自治体が取って行うということになる。

第3に、自治体が全児童対策事業に学童保育を解消させようとする動きをとるのは、今まで実施してきた学童保育の位置づけの弱さがあらわれているからである。条例によって施設の整備や保育内容の充実や指導員の身分保障などを確立しないで、財政状況を理由にその充実をしないで来た自治体の姿勢がこのような動きになってあらわれている。しかし本来、学童保育も全児童対策事業もともに大いに発展させる実施主体としての役割が自治体には求められているのであるから、われわれもすべての子どもの放課後施策に対する積極的な提言をつくり、地域を基にし、また市民の共感と共同を基にした取り組みが求められている。

(くろだ はるお 本学特任講師)

【参考文献】

- 大阪学童保育連絡協議会編著、2000、『子ども時代を拓く学童保育』、p.95-120、自治体研究社
- 児童福祉法規研究会編、1999、『最新・児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法の解説』、p.54-56、p.298-300、時事通信社
- 全国学童保育連絡協議会編集、2007、『よくわかる放課後子どもプラン』、p.96-100、ぎょうせい
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編、2007、『2007保育白書』、p.80-82、ひとなる書房
- 前田美子、2007、『『連携』と一点点実質『一体化』を提案』、『日本の学童ほいく』、386、p.77-78、全国学童保育連絡協議会
- 全国児童健全育成事務担当者会議、『『放課後子どもプラン』疑義回答』2007/10/17、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0320-6.html>

Current Situations and Issues of After-School Care for Children — in Relation to “Child Plan after School” —

Haruo Kuroda*

Summary

“Child Plan after School” is to unite after-school care for children with the measures for all children. Therefore, these two projects are to be carried out either in “unification” or in “cooperation.”

“Cooperation” is supposed to admit that the two projects are completely different, so it presumes the coexistence of the two. So, “cooperation” is thought to have the possibility of developing both of the two plans.

“Unification,” however, is not presumed that these two projects are in need. “Unification” is to bring “Child Plan after School” into effect, or after-school care for children” will be a part of the former plan. I am afraid that the latter is to be integrated into the former, and “unification” will spoil developing the after-school care for children whose parents are at work till evening.

We must watch carefully how “Child Plan after School” is going on in future.

Keywords : after-school care for children, measures for all children, child plan after school, unification, the Child Welfare Act

*Osaka College of Social Health and Welfare
〒590-0014 8-2 Tadei-cho, Sakai-ku, Sakai-City, Osaka
Osaka College of Social Health and Welfare
Department of Child Care and Education
e-mail: h.kuroda@kenko-fukushi.ac.jp